



平成 28 年 4 月 20 日

食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

平成 28 年 4 月 4 日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等果実について抜粋して掲載します。

第1 改正の概要

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬アシベンズラルー S-メチル、農薬オキサチアピプロリン、農薬シクロプロトリン、農薬ジフェノコナゾール、農薬トリアファモン、動物用医薬品ノルフロキサシン、農薬フルオキサストロビン、動物用医薬品プロチゾラム、農薬プロパクロール及び農薬メトラフェノンについて、食品中の残留基準を設定されました（別紙 1 参照）。

第2 施行・適用期日

原則として、改正後の基準は、公布日から施行されます。ただし、残留基準値を改正するもののうち、一部の農薬等については、平成 28 年 10 月 3 日まで従来の基準が適用されます（詳細は別紙を参照して下さい）。

第3 農薬等の残留基準に関する事項

- (1) 今回基準値を設定するアシベンズラルー S-メチルとは、アシベンズラルー S-メチル及び代謝物 B【ベンゾ[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボン酸】とその抱合体をアシベンズラルー S-メチルに換算したものの和のことをいいます。
- (2) 今回基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあつてはジフェノコナゾールのみとし、畜産物にあつてはジフェノコナゾール及び代謝物 D【1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)エタノール】をジフェノコナゾールに換算したものの和のことをいいます。
- (3) 今回基準値を設定するフルオキサストロビンとは、フルオキサストロビン及び代謝物 Z 異性体【(Z)-2-[6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ]フェニル】(5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)メタノン=0-メチルオキシム】の和のことをいいます。
- (4) 今回基準値を設定するプロチゾラムにあつては、「不検出」として定める食品において、本剤を含有するものであつてはならないということです。
- (5) 今回基準値を設定するプロパクロールとは、プロパクロール及び塩基性条件下の加水分解により N-イソプロピルアニリンに変換される代謝物をプロパクロールに換算したものの和のことをいいます。

別紙1(果物、すいか、メロン類、まくわうりで今回の改正で記載のあったものを抜粋しています。)

アシベンズラール-S-メチル(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
いちご	○ 0.2	
ブルーベリー	○ 0.2	
クランベリー	○ 0.2	
その他のベリー類果実	○ 0.2	
バナナ	○ 0.1	

オキサチアピプロリン(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
ぶどう	○ 0.5	

シクロプロトリン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
バナナ	●	0.2
キウイ	●	0.2
パパイヤ	●	0.2
アボカド	●	0.2
パイナップル	●	0.2
グアバ	●	0.2
マンゴー	●	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
なつめやし	●	0.2
その他の果実	●	0.2

シクロプロトリン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
みかん	●	0.2
なつみかんの外果皮	●	20.0
なつみかんの果実全体	●	0.2
レモン	●	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実	●	0.2
りんご	●	0.2
日本なし	●	0.2
西洋なし	●	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.2
ネクタリン	●	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.2
すもも(プルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.2

ジフェノコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 0.6	
レモン	○ 0.6	0.6
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.6	0.6
グレープフルーツ	○ 0.6	0.6
ライム	○ 0.6	0.6
その他のかんきつ類果実	○ 0.6	0.6
りんご	● 0.8	1
日本なし	● 0.8	1
西洋なし	● 0.8	1
マルメロ	○ 0.8	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	● 0.2	1
ネクタリン	○ 0.7	0.7
あんず(アプリコットを含む。)	○ 1	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 4	4
かき	○ 0.7	0.7
バナナ	● 0.1	0.5
パパイヤ	○ 0.2	0.2
アボカド	○ 0.5	0.5
マンゴー	○ 0.07	0.07
パッションフルーツ	○ 0.05	0.05
その他の果実	○ 2	2

フルオキサストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
いちご	○ 2	

メトラフェノン(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
りんご	○ 2	
日本なし	○ 2	
西洋なし	○ 2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	
いちご	○ 0.6	
ぶどう	○ 5	

脚注

※○:平成28年4月4日適用

●:平成28年10月4日適用

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、ノルフロキサシンの項については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の第1項に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

・今回基準値を設定するアシベンゾラールS-メチルとは、アシベンゾラールS-メチル及び代謝物B【ベンゾ[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボン酸】とその抱合体をアシベンゾラールS-メチルに換算したものの和をいうこと。

・今回基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあってはジフェノコナゾールのみをいい、畜産物にあってはジフェノコナゾール及び代謝物D【1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノール】をジフェノコナゾールに換算したものの和とすること。

・今回基準値を設定するフルオキサストロビンとは、フルオキサストロビン及び代謝物Z異性体【(Z)-[2-[6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ]フェニル](5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)メタン=O-メチルオキシム】の和をいうこと。

・今回基準値を設定するプロチゾラムにあっては、「不検出」として定める食品において、本剤を含有するものであってはならないこと。

・今回基準値を設定するプロパクロールとは、プロパクロール及び塩基性条件下の加水分解によりN-イソプロピルアニリンに変換される代謝物をプロパクロールに換算したものの和をいうこと。

ブドウの週別輸入量

月	週	チリ	オーストラリア	米国	ニュージーランド
1	2	132		130,137	
	3	2,952			
	4	112,891			
	5	161,308			210
	1	210,314			210
2	2	367,044			
	3	710,080			420
	4	773,960	469,020		180
	5	583,028	86,400		
	1	209,692	134,376		180
3	2	738,974		934,857	
	3	1,240,066	787,800		
	4	1,091,258	876,038		
	5	1,580,442	834,176		
	1	17,712	85,584		
4	2	1,420,012	736,836		

資料: 植物検疫統計

